					松山空港
					高知空港
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十一号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百四十三条の九の規定に基づき、運輸安全委員会事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

運輸安全委員会事務局組織規則の一部を改正する省令

運輸安全委員会事務局組織規則（平成二十年国土交通省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（次席航空事故調査官及び統括航空事故調査官） **第四条**　委員会の事務局に、次席航空事故調査官三人及び統括航空事故調査官四人を置く。 2・3　（略） （首席地方事故調査官が担当する区域） **第八条**　国土交通省組織令第二百四十三条の二第二項の国土交通省令で定める区域は、別表のとおりとする。 （重大な船舶事故等及び重大な船舶事故） **第九条**　国土交通省組織令第二百四十三条の八第一号の国土交通省令で定める重大な船舶事故等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一～六　（略） 2　国土交通省組織令第二百四十三条の八第二号の国土交通省令で定める重大な船舶事故は、前項各号のいずれかに該当するものとする。	（次席航空事故調査官及び統括航空事故調査官） **第四条**　委員会の事務局に、次席航空事故調査官及び統括航空事故調査官それぞれ三人を置く。 2・3　（略） （首席地方事故調査官が担当する区域） **第八条**　国土交通省組織令第二百四十三条の三第二項の国土交通省令で定める区域は、別表のとおりとする。 （重大な船舶事故等及び重大な船舶事故） **第九条**　国土交通省組織令第二百四十三条の九第一号の国土交通省令で定める重大な船舶事故等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一～六　（略） 2　国土交通省組織令第二百四十三条の九第二号の国土交通省令で定める重大な船舶事故は、前項各号のいずれかに該当するものとする。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

					松山空港
					高知空港
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

○国土交通省令第三十二号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十二条第四項及び第五項の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国際教育訓練調整官、海上保安渉外官、海上保安国際協力推進官及び危機管理調整官） **第三十九条**　総務部に、国際教育訓練調整官、海上保安渉外官、海上保安国際協力推進官及び危機管理調整官それぞれ一人を置く。 2　（略） 3　海上保安渉外官は、命を受けて、国際・危機管理官のつかさどる職務のうち国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に係るもの並びに外国における海上保安に関する業務に関する調査及び資料の収集に係るものを助ける。 4‖　海上保安国際協力推進官は、命を受けて、国際・危機管理官のつかさどる職務のうち国際協力に係るものを助ける。 5‖　（略） （管区海上保安本部に置く部） **第五十七条**　管区海上保安本部（以下「本部」という。）に、次の六部を置く。 総務部 経理補給部（第四本部、第八本部、第九本部及び第十本部を除く。）	（国際教育訓練調整官、海上保安渉外官及び危機管理調整官） **第三十九条**　総務部に、国際教育訓練調整官、海上保安渉外官及び危機管理調整官それぞれ一人を置く。 2　（略） 3　海上保安渉外官は、命を受けて、国際・危機管理官のつかさどる職務のうち国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に係るもの、国際協力に係るもの並びに外国における海上保安に関する業務に関する調査及び資料の収集に係るものを助ける。 （新設） 4‖　（略） （管区海上保安本部に置く部） **第五十七条**　管区海上保安本部（以下「本部」という。）に、次の六部を置く。 総務部 経理補給部（第四本部、第八本部、第九本部及び第十一本部を除く。）